

県民意見提出制度による意見とそれに対する県の考え方
【やまなし社会的養育推進計画（素案）】

No.	該当箇所	意見概要	意見数	県としての考え方
1	<p>【素案 p16】 要保護児童に対する自立支援体制の強化</p>	<p>○児童養護施設の取り組みとして、施設と地域・集落が毎年イベントなどを一緒にすることで、地域とのつながりができるとともに、児童養護施設や児童虐待への理解が深まると考える。そのような活動を継続するための人材として、地域おこし協力隊が関わることができると考える。</p>	1	<p>【実施段階検討】</p> <p>○8－（5）「児童養護施設や乳児医院の機能改革の促進」において、児童養護施設等が、地域の社会的養育を支える専門的な拠点になるよう、小規模化かつ地域分散化、市町村と連携した在宅支援など、施設の多機能化・機能転換を進めることとしていますので、そのための施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。</p>
2	<p>【資料ページなし】 児童虐待の社会啓発と体罰禁止の明文化</p>	<p>○子どもの年齢や発達等を無視した過度なしつけ等は不適切な養育に当たる場合があり、体罰を用いたしつけ等は許されないことを、社会に向けて広く周知することが必要。</p>	1	<p>【記述済み】</p> <p>○本計画では、児童福祉法等の理念（子どもが権利の主体、子どもの最善の利益の実現など）を家庭や地域に浸透させ、子どもが虐待等を受けずに地域で幸せに暮らすことができる社会づくりを基本事項としています。</p> <p>○8－（1）－ア「児童福祉法等の理念の地域社会や関係機関への浸透」において、「しつけ」と称して子どもの尊厳を傷つけるような行為は児童虐待になることなど、児童虐待に関する情報を家庭や地域に周知することとしております。</p> <p>○2019年6月の児童虐待防止法の改正（2020年4月1日施行）により、親権者等が児童の「しつけ」に際して体罰を加えることを禁止する事項が規定されました。</p>
3	<p>【資料ページなし】 虐待対応機関の拡充について</p>	<p>○児童の安全確認、一時保護、法的対応等の介入的な対応には、児童相談所や市町村以外の専門機関が警察や裁判所と協力して対応する仕組みを作ることが必要。</p>	1	<p>【実施段階検討】</p> <p>○家庭への介入的な対応については、児童相談所だけではなく、市町村や警察、裁判所等関係機関がチームとして対応することが重要と考えます。</p> <p>○本計画では、8－（8）－ウ「児童相談所と関係機関や関係者との連携</p>

県民意見提出制度による意見とそれに対する県の考え方
【やまなし社会的養育推進計画（素案）】

No.	該当箇所	意見概要	意見数	県としての考え方
				強化」において、市町村や警察、司法関係機関などが一同に介し、児童虐待防止に関する情報共有や情報提供を行う会議を設置しますので、児童虐待防止に関して協議等を行う際の参考にさせていただきます。
4	【資料ページなし】 虐待対応機関の拡充について	○児童虐待対応を強化するため、支援が必要な家族が児童相談所や市町村に相談しやすい環境を作るとともに、児童相談所等の職員を増員するなど、対応力を向上することが必要。	1	【記述済み】 ○8（8）「児童相談所の強化」において、児童福祉司の配置について、児童福祉法等に基づき適正に配置することとしております。また、児童福祉司や市町村職員等を対象に開催する研修会などの内容を充実し、職員のスキルアップを図るとともに、相談しやすい環境づくりを進めていきます。
5	【資料ページなし】 里親制度推進の見直しについて	○英国政府は、里親制度の限界を認識し、ドイツ型の小規模&家庭的養護施設に注目しており、実験的な新タイプの養護施設を設立し始めたと聞いている。里親制度には様々なデメリットもあることから、山梨や日本の里親制度の実態を十分に検証する必要がある。	1	【実施段階検討】 ○2016（平成28）年の児童福祉法改正により、家庭と分離する必要がある子どもは、家庭と同様の養育環境（養子縁組又は里親、ファミリーホーム）を優先に措置することが明示されました。このため、8－（3）「里親・ファミリーホームでの養育の推進」において、児童相談所を中心として関係機関がチームとなり、里親家庭やファミリーホームを支援していくこととしています。また、里親に委託された子どもに対し、質の高い養育が行われるよう、里親やファミリーホーム職員を対象とした研修の充実等を図ることとしております。 ○里親やファミリーホームへの支援を強化するにあたり、県内の里親家庭の状況などを把握しながら進めるなど、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。

県民意見提出制度による意見とそれに対する県の考え方
【やまなし社会的養育推進計画（素案）】

No.	該当箇所	意見概要	意見数	県としての考え方
6	【資料ページなし】 里親制度推進の見直しについて	○子ども支援のプロが常駐する小規模養護施設の推進が必要である。	1	【記述済み】 ○8－（5）「児童養護施設や乳児医院の機能改革の促進」において、児童養護施設等が、地域の社会的養育を支える専門的な拠点になるよう、小規模化かつ地域分散化、市町村と連携した在宅支援など、施設の多機能化・機能転換を進めることとしています。
7	【資料ページなし】 里親認定について （追加）	○子どもの家庭復帰を一番に考えるなら、養育里親等に任せるより、実親家庭の養育費を補助しながら児童相談所職員が支援することが必要。	1	【その他】 ○現在、児童相談所において、児童福祉法や児童相談所運営指針に基づき、市町村や学校など関係機関と連携しながら在宅指導等を行っておりますので、引き続き効果的な子ども家庭支援を進めてまいります。
8	【資料ページなし】 里親認定について （追加）	○里親を認定するにあたり、年収金額の下限の設定や、施設ボランティアの1年以上経験などの要件を付すことが必要。	1	【その他】 ○里親を認定するにあたり、国が定めた里親制度運営要綱等に基づき、里親登録希望者の年収などの状況を確認するとともに、認定前研修で児童養護施設等における子どもの養育体験を行うなど、それらの状況など確認した上で、認定しています。
9	【資料ページなし】 里親の審査方法について	○里親認定のための審査について、その内容を公にする、又は審査自体を第三者機関に委託し、審査過程を公表する。	1	【反映困難】 ○里親認定のための審査は、大学教授や関係団体役員等が委員となっている県社会福祉審議会の児童福祉専門分科会養護母子審査部会において、要件等を確認し適正に審査しています。なお、部会内容や審査過程は、個人情報保護の観点から非公開となっています。
10	【資料ページなし】 里親の審査方法について	○保育士と同程度の国家試験などを創設し、合格した者を里親として認定し、里親手当等を支給することが望ましい。	1	【反映困難】 ○里親認定や里親手当の支給などは、国が定めた要綱等に基づき執行しています。
11	【素案概要版】	○児童虐待の発生子防のため、要保護児童だけでなく、要支援児童のいる家庭も対象として、	1	【記述済み】 ○本計画では、目標として、要支援児童及び要保護児童を含めすべての子

県民意見提出制度による意見とそれに対する県の考え方
【やまなし社会的養育推進計画（素案）】

No.	該当箇所	意見概要	意見数	県としての考え方
		<p>二本柱で支援する取り組みを計画に組み入れるべき。</p>		<p>子どもが適切な支援の下、健全に成長し自立できるよう、支援体制を整備することとしています。</p> <p>○子ども家庭への支援を充実するためには、住民に一番近い基礎自治体である市町村の支援体制の強化が重要です。このため、8－(2)において、市町村子ども家庭支援体制の強化として、「子ども家庭総合支援拠点」の設置や市町村職員のスキルアップのための研修の実施などを進めることとしています。</p>